

(別紙2)

1. 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 指定介護老人福祉施設について、ユニット型準個室の設備の基準を定めること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
- (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。

2. 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

- (1) 介護老人保健施設について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
- (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。

3. 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 指定介護療養型医療施設について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、居住費及び食費を規定すること。
- (3) 利用者が支払う居住費及び食費については、利用者の書面による同意を得ること。

4. 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準

- (1) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護について、ユニット型個室及びユニット型準個室の設備の基準等を規定すること。
- (2) 利用料等の受領ができる費用として、滞在費及び食費を規定すること。
- (3) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護について、利用者が支払う滞在費及び食費は、利用者の書面による同意を得ること。

5. 利用者が支払う居住費・食費に関する指針

利用者が支払う居住費や食費については、次に定めるところにより取り扱うこと。

(1) 居住費（滞在費を含む。以下同じ。）

利用者が支払う居住費の範囲は、居住環境の違い（個室、準個室、多床室）に応じて、ユニット型個室、ユニット型準個室及び従来型個室については室料及び光熱水費相当、多床室については光熱水費相当を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとする。その際、当該施設における建設費用（修繕・維持費用等を含み、公的助成の有無についても勘案すること。）や近隣の類似施設の家賃、光熱水費の平均的な水準等を勘案すること。

(2) 食費

利用者が支払う食費の範囲は、食材料費及び調理に係る費用を基本とし、施設等と利用者との契約により定めることとする。

(3) 特別な室料や特別な食費等との関係

利用者の選定に基づく特別な室料及び特別な食費については、一般の居住費（滞在費を含む。）及び食費に対する追加的費用であることを明確化した上で利用料を受領することとする。